

## ねんきん ワンポイント

係年金籍戸課福祉保健

☎52 2144

誕生日が来たときは  
現況届の提出を！

国民年金を受給している方は、  
毎年の誕生日の月に現況届を提出  
してください。

現況届は、1年に1回、誕生  
月に出していただくもので、あ  
なたが引き続き年金を受ける権  
利があるかどうかを確認するた  
めの大事な届です。

現況届は誕生日の初め頃に社  
会保険業務センターから送られ  
てきますので、あなたの住所、  
氏名、加給年金額対象者の氏名  
などを記入し、切手を貼って誕  
生月の末日までに社会保険業務  
センターに届くように郵送して  
ください。

なお、ご自分では記入するこ  
とができないため、親族などの  
方が記入されるときは、受給権

者の欄や加給年金額対象者の欄  
を漏れなく記入のうえ、「代理  
人署名欄」に代筆者の氏名、住  
所などを必ず記入してください。

現況届の提出が遅れたり、提  
出されなかったときには、年金  
の支払いが一時止まることもあ  
りますのでご注意ください。年  
金の支払いが一時止まった場合  
は、現況届が社会保険業務セン  
ターに届いてから随時、止まつ  
た期間分をさかのぼって支払わ  
れますが、支払われるまで1・  
2カ月程度かかります。

現況届についてのお問い合わせ  
は、旭川社会保険事務所（☎  
0166 26 4483）か年  
金相談センター（☎0570  
07 1165）へ。

20歳前の障害による障害基礎  
年金を受給している方は、誕  
生月ではなく、毎年、指定さ  
れた期限までに住所地の市区  
町村に提出していただくこと  
になっています。

受けている年金の種類などに  
よって、医師または歯科医師  
の診断書やレントゲンフィル  
ムなどが必要な場合があります。  
す。

12月生まれの方から  
原則不要となります

これから受給者の皆さんの現  
況（生存）確認は、住民基本台  
帳ネットワークを活用して行う  
こととなり、12月生まれの方か  
ら現況届の提出は原則として不  
要になります。

ただし、次の方は今後も現況  
届の提出が必要です。

社会保険庁で保有している本  
人基本情報（氏名、性別、生  
年月日、住所）と住民基本台  
帳ネットワークシステムの情  
報が相違し、住民票コードを  
確認できない方

外国籍（外国人登録）の方  
外国に居住している方

また、次の場合は、現況届以  
外の届が引き続き必要です。

(1) 加給年金額を受けられている  
場合は「生計維持確認届」

(2) 障害の程度を確認するために  
必要な場合は「診断書」

提出が必要な届出は、社会保  
険業務センターから受給者の皆  
さんへ送付されます。

過去の免除などの申請期間  
が10月まで延長されました

国民年金制度は20歳から60歳  
までの長期間にわたって、加入  
していただく制度であるため、  
一時的に経済的理由などで保険  
料が納付できない場合に、保険  
料の免除（一部免除を含む）や  
納付猶予、納付特例の制度があ  
ります。

今、申請して承認となった場  
合、免除・納付猶予は平成18年  
7月から、納付特例は平成18年  
4月からとなりますが、今年度  
に限り、該当となれば最高、平  
成17年4月まで免除・納付猶予・  
納付特例を含む）をさかのぼる  
ことができます（ただし、所得  
審査などで該当となつた場合に  
限りません）。

申請を忘れていた方は、ぜひ  
この機会に手続きを行ってくだ  
さい。

平成17年4月以降に免除（納  
付猶予・納付特例を含む）の申  
請をしていたか確認したいとき  
は、役場保健福祉課戸籍年金係  
まで連絡ください。